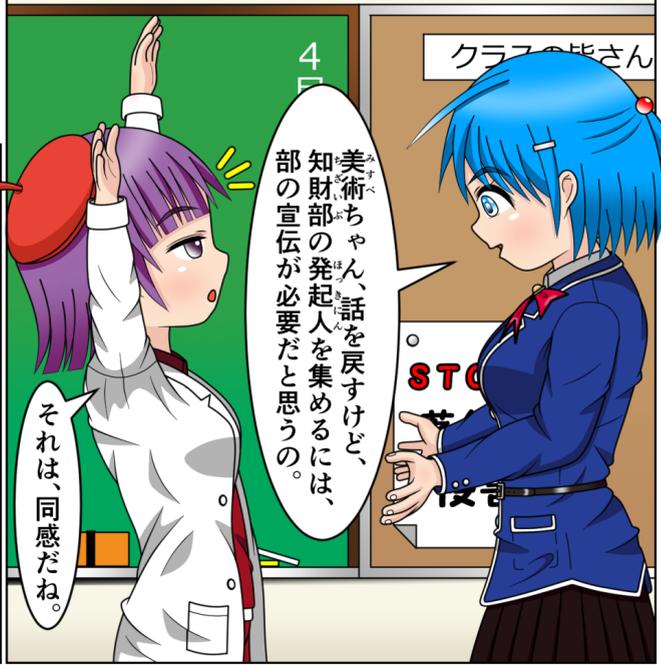


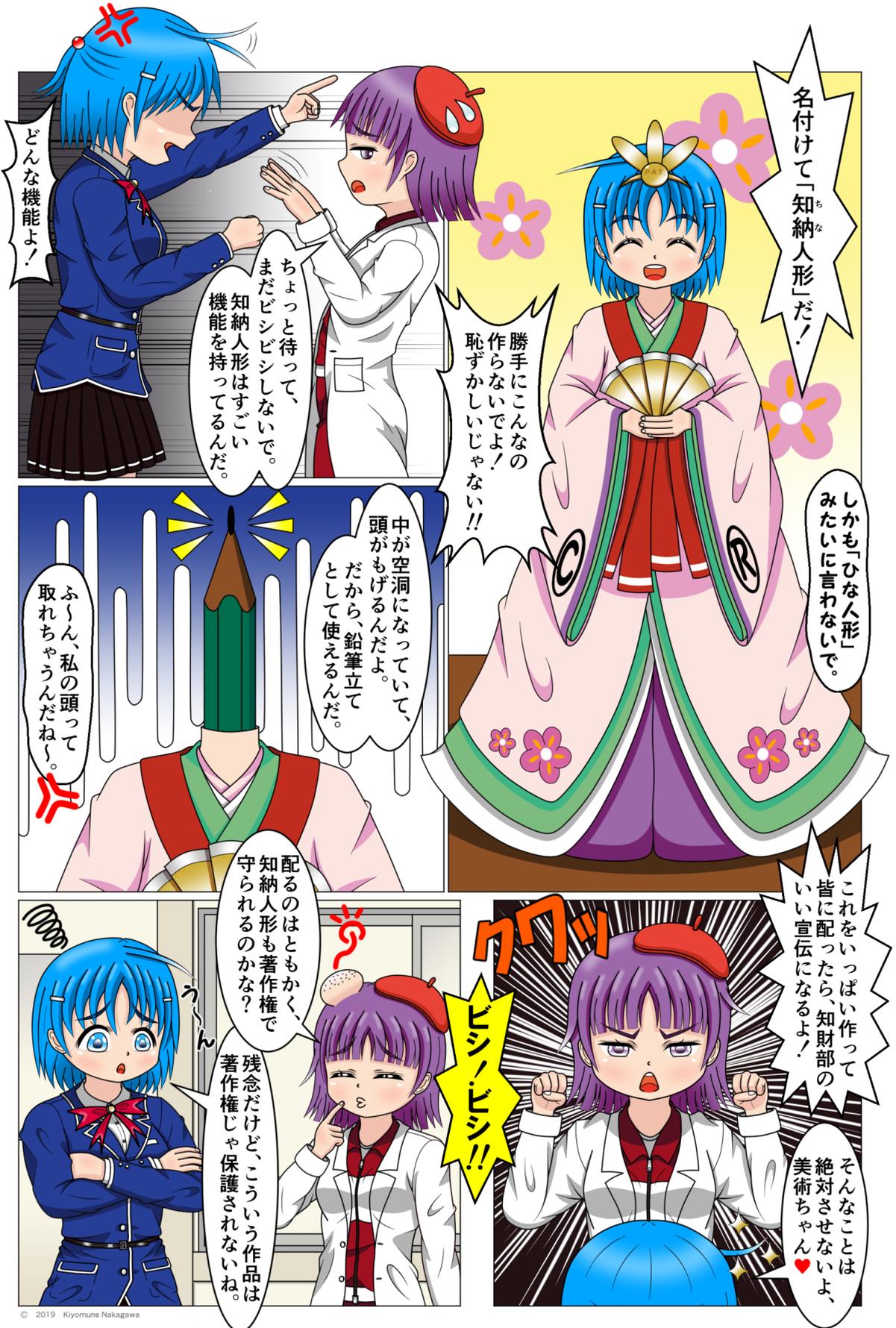
女子高生知財部長 野々立知納子の 知財な日常

第6条：漫画やフィギュアも
文化的な作品なのかなあ？

制作：湘浜高校知的財産部
(仮)



© 2019 Kiyomune Nakagawa
このお話はフィクションです。実在の人物・団体・出来事などとは関係ありません。



どんな機能よ!

ちょっと待って、
まだビシビシしないので。
知納人形はすごい
機能を持ってるんだ。

勝手にこんな
作らないですよ!
恥ずかしいじゃない!!

名付けて「知納人形」だ!

しかも「ひな人形」
みたいに言わないで。

ふくん、私の頭って
取れちゃうんだね。

中が空洞になっていて、
頭がもげるんだよ。
だから、鉛筆立て
として使えるんだ。

配るのはともかく、
知納人形も著作権で
守られるのかな?

残念だけど、こういう作品は
著作権じゃ保護されないね。

ビシビシ!!

これをいっばい作って
皆に配ったら、知財部の
いい宣伝になるよ!

そんなことは
絶対させないよ、
美術ちゃん♥



んっ、待てよ。漫画でいえば、台詞の部分は文芸で、絵の部分は美術ってことかな？



えっ、大変だ!? 漫画、アニメ、TVゲームが挙がってない!

なぜなら、著作物の最後の条件が、「文芸、学術、美術、または音楽の範囲」に含まれることなんだ。



それなら、漫画、アニメ、TVゲームも、著作物って言えるよね。

ふうっ

つまり、著作権法って広い範囲の作品を守っている法律なんだ。



だって、最後の条件は、「文化的な作品」なら著作物になるっていう意味だからね。

ううん、4つの分野のどれに含まれるかを細かく考える必要はないの。



それじゃ、知納人形は法律で守ってくれないの？

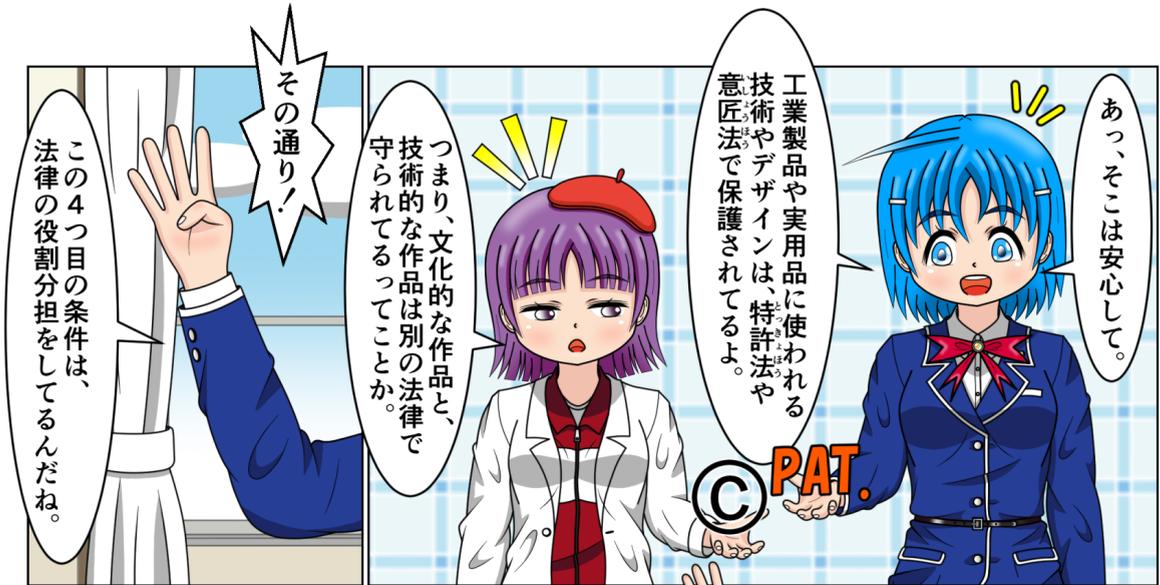
「工業製品」や「実用品」は、最後の条件を満たさないから、著作物じゃないんだよ。



その人形は、工場とかでたくさん作るから「工業製品」、鉛筆立てになるから「実用品」ってことになるよね。

あっ、これじゃあ、もうしまっしょ。

じゃあ、何で知納人形は著作物じゃないの？



この4つ目の条件は、
法律の役割分担をしてるんだね。

その通り!

つまり、文化的な作品と、
技術的な作品は別の法律で
守られてるってことか。

工業製品や実用品に使われる
技術やデザインは、特許法や
意匠法で保護されてるよ。

あっ、そこは安心して。

© PAT.



君がメインヒロインさ。

あぁ、「女子高生
知財部長野々立知納子の
知財な日常」だよ。

クラスの皆さん

そうだね。だから、安心して
いい作品をたくさん描いてよ。
ところで美術ちゃん、
新作のタイトルは何ていうの。

まっ、私が描く同人誌は、
著作権法が「著作物」として、
しっかり守ってくれてるわけだ。



ちょっと待って!
知納人形は没収ね。

チエツ

じゃっ、どこか目立つ所に
ポスター貼って来る。

この漫画が無断利用されたら、
野々立先生が助けてね♥

そうだよ。

ええっ!? この漫画って、
美術ちゃんが描いてるんだ!

第7条に続く

© 2019 Kiyomune Nakagawa